

鳥取県税条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成25年 3 月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第53号

鳥取県税条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

鳥取県税条例の一部を改正する条例（平成25年鳥取県条例第33号）附則第1条第1項第1号に掲げる規定の施行期日は、平成25年4月1日とする。